

神戸市外国語大学外国語学部再入学に関する規則

2025 年 9 月 1 日

規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、神戸市外国語大学学則(学則第 1 号)第 24 条第 2 号に規定する再入学に関する事項を定めることを目的とする。

(出願資格)

第 2 条 再入学の出願資格については、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 学則第 44 条の規定により本学を退学した者又は学則第 45 条第 1 号の定めにより措置退学となった者

(2) 退学又は措置退学の日から起算して 2 年を経過していない者

2 次の各号のいずれかに該当する者は出願資格を有しない。

(1) 本学への再入学後に退学した者又は措置退学となった者

(2) 学則第 49 条に規定する懲戒として退学となった者又は停学となった期間中に退学した者

(3) 再入学後の残り在学年数では学則第 21 条に定める在学年限以内に卒業することができない者

(申請期間)

第 3 条 再入学を希望する者は、指定の期日までに所定の様式により学長へ申し出なければならない。

(再入学の時期)

第 4 条 再入学の時期は、年度始めとする。

(審査)

第 5 条 再入学を許可する者は、教務委員会の議を経たうえで、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(再入学手続)

第 6 条 再入学を認められた者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(再入学許可)

第7条 学長は、前条に規定する手続を完了した者に再入学を許可する。

(教育課程及び卒業要件)

第8条 再入学を許可された学生の教育課程は、再入学する年度の学年に相当するカリキュラムを適用し、卒業要件も同様とする。

(在学期間及び休学期間)

第9条 再入学を許可された学生の在学期間及び休学期間は、退学前の期間を通算する。

(単位の認定)

第10条 再入学を許可された学生が本学で既に修得した単位の認定にあつては、その全部又は一部を修得単位として認定する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、2025年9月1日から施行する。